

川崎市公告第16号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年1月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ライフ宮内2丁目店  
川崎市中原区宮内二丁目280-2、841-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ライフコーポレーション  
東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号  
代表取締役 岩崎 高治
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ライフコーポレーション  
東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号  
代表取締役 岩崎 高治
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年9月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,699平方メートル
- 6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
店舗敷地内（建物3階及び屋上階）  
収容台数 142台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
店舗敷地内（敷地北側及び南側）  
収容台数 166台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物1階西側  
面積 202平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物1階西側  
容量 33立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時間 午前9時00分

閉店時間 翌午前1時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

3階駐車場

午前8時30分から翌午前1時30分まで

屋上駐車場

午前8時30分から午後11時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口1箇所、敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分まで

8 届出の年月日

平成26年1月10日

9 届出及び添付書類の縦覧場所

川崎市役所本庁舎及び中原区役所

10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成26年1月16日から平成26年5月16日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成26年5月16日

川崎市経済労働局産業振興部商業観光課